

事 務 連 絡
令和6年12月27日

三重県商工会議所連合会長 様

三重県県土整備部
道路管理課長

名神・新名神に関わる広域的な雪害対応及びこれに伴う県管理道路
の同時通行止めについて（依頼）

平素より三重県道路行政への格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国、高速道路会社及び県においては、一昨年度の三重県内の新名神高速道路における大規模な車両滞留の発生を踏まえ、昨年度、名神・新名神に関わる広域的な雪害対応の方針を策定しました。

しかし、昨年度、岐阜県内の名神高速道路において、再度、大規模な車両滞留が発生したため、この対応方針を改訂し、高速道路等のより早く広域的な通行止めを実施することとしました。

また、このことを受けて、三重県が管理する道路においても、名神高速道路、新名神高速道路及び名阪国道の3路線全てにおいて、広域的な雪害対応として通行止めが実施される際には、3路線からの転換交通の集中による車両滞留を防止するため、同時通行止めを実施することとします。

つきましては、大雪の可能性や広域的な通行止めの情報を得られた場合、物流における「運行の中止」をご検討いただきたく、貴連合会の会員企業様への周知・協力依頼をよろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・ 記者発表資料「名神・新名神に関わる広域的な雪害対応について」
- ・ 三重県 HP 「高速道路等の広域的な雪害対応による県管理道路の同時通行止めを実施することとします」

事務担当 三重県県土整備部 道路管理課
澤村、伊藤
電話 059-224-2675
FAX 059-224-2196

